

平成 21 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ファンコミュニケーションズ
代表者名 代表取締役社長 柳澤 安慶
(コード番号 2461)
問合せ先 執行役員社長室長 杉山 紳一郎
(TEL. 03 - 5766 - 3530)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 9 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年 6 月 9 日法律第 88 号）附則第 6 条 1 項の定めにより、当社は平成 21 年 1 月 5 日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。このため、現行定款第 7 条（株券の発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、その他条数の繰上げ、株券電子化への対応及びその他形式的な整備等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の具体的内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|---------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 21 年 3 月 27 日（金） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 21 年 3 月 27 日（金） |

以 上

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>第7条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>第9条 (株主名簿管理人) 1. ～2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置き</u>その他株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第10条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱い<u>及び手数料</u>は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条 (基準日) 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項及び本定款に定めるもののほか、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第12条 (招集、招集者及び議長) 1. ～2. (条文省略) 3. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。<u>議長は、総会の秩序を維持し議事を整理する。</u> 4. 議長は総会の秩序を維持し議事を整理する。</p> <p>第13条～第41条 (条文省略)</p> <p>第42条 (剰余金の配当) 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当を行うことができる。</p> | <p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条 (株主名簿管理人) 1. ～2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き</u>、株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第9条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条 (基準日) 1. 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項及び本定款に定めるもののほか、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第11条 (招集、招集者及び議長) 1. ～2. (現行どおり) 3. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 4. 議長は総会の秩序を維持し議事を整理する。</p> <p>第12条～第40条 (現行どおり)</p> <p>第41条 (剰余金の配当) 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当を行うことができる。</p> |

第 43 条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当を行うことができる。

(新 設)

第 42 条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当を行うことができる。

附 則

第 1 条

当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 2 条

本附則は、平成 22 年 1 月 5 日まで効力を有し、その翌日をもって本附則を削るものとする。